

平成28年11月30日

資料2



浜松市  
HAMAMATSU CITY

第7回 下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会

# 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区） 運営事業の取組みについて

写真提供：国土交通省浜松河川国道事務所

浜松市上下水道部



©浜松市

# 目次

1. 事業スキーム
2. 西遠処理区へのコンセッション  
導入の経緯
3. 競争的対話／現地調査
4. 運営権対価

# 1. 事業スキーム

## 運営権者

義務事業・付帯事業

### 【対象施設】

処理場・2ポンプ場  
(改築は土木・建築は除く)

### 経営

利用料金(10/10)

### 維持管理

利用料金(10/10)

### 改築

市負担分(9/10)

利用料金(1/10)

運営権者

任意事業  
(独立採算)

西遠処理区  
使用者

使用料

浜松市

### 【対象施設】

管路  
処理場・2ポンプ場の  
土木・建築

運営権設定

運営権実施契約

運営権対価

利用料金

利用料金收受委託

改築費(市負担分)

財源：国補助金(5.5/10)  
市起債(3.5/10)  
※補助率が高率の場合

モニタリング

改築費国補助金  
(5.5/10) ※補助率が  
高率の場合

国

※運営権者が支払った改築費1/10のうち  
事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額は、  
事業期間終了時に市が支払う

## 2. 西遠処理区へのコンセッション導入の経緯

### ○平成23年度

- 下水道事業におけるコンセッション方式の有用性を調査  
【国交省:先導的官民連携支援事業補助金を活用】  
(※調査対象のモデル地区は西遠処理区ではない、他の地区)

### ○平成25年度

- 平成28年度より静岡県から浜松市へ移管される「西遠流域下水道」について、官民連携手法(包括的民間委託、コンセッション方式)の導入可能性を調査【国交省:先導的官民連携支援事業補助金を活用】

### ○平成26年度

- 8月20日 **コンセッション導入方針について市長へ説明**
- 8月25日 **市議会常任委員会(非公開)にて、コンセッション導入方針を報告**
- 1月14日 市議会常任委員会(公開)にて、コンセッション導入方針を報告
- 1月17日 コンセッション導入方針を記者発表

# 3. 競争的対話／現地調査（①対話の目的）

## ○競争的対話とは・・・

【公共施設等運営権及び公共施設等運営事業におけるガイドライン】

- ・民間のノウハウや創意工夫を積極的に活用すべき案件において、**要求水準の設定にむけて**民間と行う対話

【PFI事業実施プロセスに関するガイドライン】

- ・実施方針の公表以降において、入札又は公募の際の判断材料となる事項について、管理者等と民間事業者との**意思の疎通を図る**ための質問・回答

## ○本事業での目的

- ・公募内容において市と応募者との**齟齬を生じさせない**
- ・要求水準**未達成を防ぐ**

→応募者と市の双方が公募内容について共通理解を持つことで、提案及び選定作業を効率よく進めたい。

# 3. 競争的対話／現地調査（②工夫した点）

## ○本事業での工夫

項目	当初	変更点
競争的対話	・対話回数：2回まで ・対話期間：9月	・対話回数： <b>1回追加</b> ・対話期間：11月
現地調査	・調査回数： 浄化センター 2回まで ポンプ場 1回まで ・調査期間：9月中	・調査回数： 浄化センター・ポンプ場問わず、 <b>2回まで追加</b> ・調査期間：10月～11月

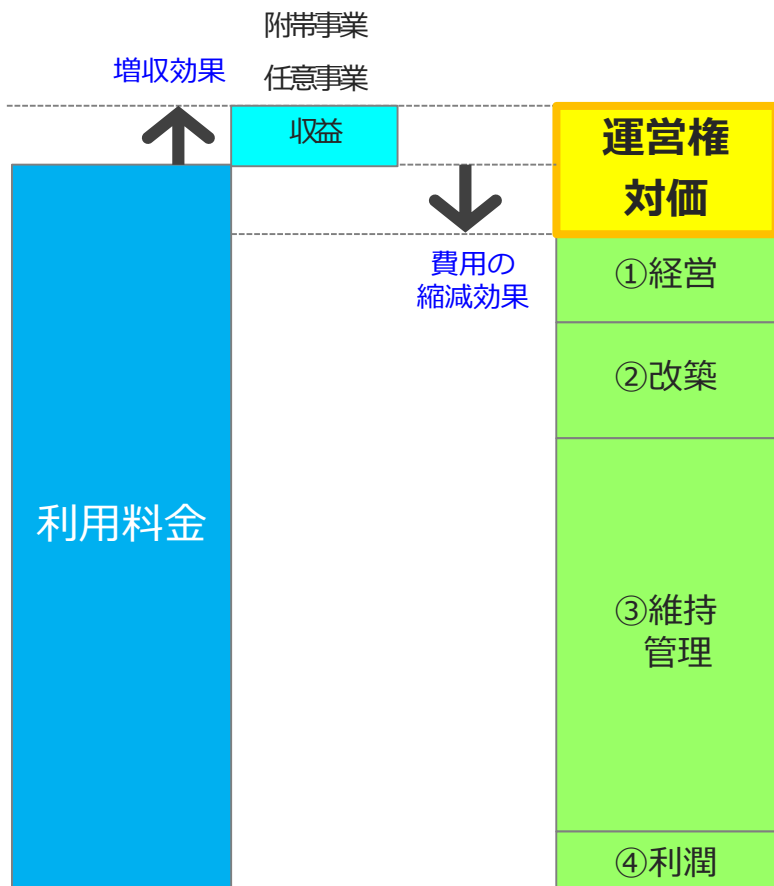
## ○工夫の理由

- 応募者から、公募内容をしっかり把握するためにも“追加の対話”の希望
- 契約の条件に“市は情報の瑕疵をとらない”（理由：本年4月に静岡県から施設の移管を受けたばかりで、本市も資産状況を把握できていない）



より良い提案をしていただくためには、応募者の疑問点をなるべく解消する工夫が必要

# 4. 運営権対価



## ○ 運営権者が支払う運営権対価

運営権者は、義務事業及び附帯事業に係る運営権の設定に対する対価（運営権対価）を市に支払う。

## ○ 運営権対価の額

運営権対価は、0円以上とし、優先交渉権者選定時の提案によるものとする。

## ○ 運営権対価の支払い方法

運営権者は自らが提案した運営権対価のうち4分の1（運営権対価前払金）については本事業開始までに支払うものとし、残る運営権対価は、事業期間にわたり分割（運営権対価分割金）で支払う。